

大阪市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例案

大阪市立生涯学習センター条例（平成5年大阪市条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

- 2 教育委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間についてセンターの指定管理者を指定しようとするときは、第12条の規定にかかわらず、センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 3 前項に規定する場合における第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、第13条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「教育委員会規則で」とあるのは「教育委員会の」と、「その他教育委員会規則で」とあるのは「その他教育委員会が」と、第15条中「第13条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第13条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定しなければならない」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第16条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年12月 5 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

生涯学習センターの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市立生涯学習センター条例 (抄)

附 則

1 省 略

2 教育委員会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの期間についてセンターの指定管理者を指定しようとするときは、第12条の規定にかかわらず、センターの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項に規定する場合における第13条、第15条及び第16条の規定の適用については、第13条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第2項の規定による通知を受けた」と、「教育委員会規則で」とあるのは「、教育委員会の」と、「その他教育委員会規則で」とあるのは「その他教育委員会が」と、第15条中「第13条」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた第13条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定しなければならない」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第3項の規定により読み替えられた前3号」と、第16条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。